

原 著

イギリスにおける慈善組織協会の障害児教育への貢献に関する研究

—— 肢体不自由教育への意義を中心に ——

真 城 知 己

19世紀後半にイギリスの都市部の貧困問題の解決を意図して設立された慈善組織協会 (C. O. S.) が障害児教育の領域に対しても重要な提言を行い影響を与えていたことが知られている。本研究では特に肢体不自由児 (者) への慈善的対応の限界と彼らへの教育の必要性が主張されるにいたる過程を検討した。その結果、1) C.O.S.は肢体不自由児 (者) も貧困の防止に最大限の自助努力を払うべき対象として認識し、基本的に例外的な取り扱いはしなかった、2) 教育、特に実業教育は慈善的救済での対応の限界に直面した問題の解決に有効な一つ的手段として認識された、3) 肢体不自由児 (者) に対する実業教育施設で一定の成果が上げられていた一方で、4) 教育も含めて何の対応もなされないままにされている多くの者の存在を社会に公にしたことの意義が認められた。

キー・ワード：慈善組織協会 肢体不自由児 (者) 慈善的救済論 イギリス

I. はじめに

肢体不自由児 (者) への組織的教育の発生が遅れた原因は、救貧行政を背景として、彼らの教育による社会的自立の可能性への認識が遅れたためであると指摘されている¹⁾。

これまでの先行研究によれば、イギリスにおける肢体不自由児 (者) への組織的教育の一つの契機として、19世紀末のイギリスにおけるロンドン慈善組織協会 (Charity Organisation Society, 1869年創設; 以下C.O.S.)の活動によって、教育的処遇の必要性が喚起されたことが指摘されている²⁾。これは、直接的にはC.O.S.が設置した委員会の報告書『The Epileptic and Crippled Child and Adult (1893) (以下ECCA)³⁾』の刊行が後の教育制度の成立に与えた影響が大きかったことをさしている。中でも学校に在籍する生徒の大規模な実態調査を行ったウォーナー (Francis Warner, 生没年?) の報告が後に『欠陥児・てんかん児委員会報告 (1898)』や翌1899年の『基礎教育 (欠陥児・てんかん児) 法』の成立に少なからぬ影響を与えていたこと⁴⁾が、C.O.S.が障害児教育制度の成立に対して果たした役割として、きわめて重要である。

しかし、C.O.S.の創立の動機に目を向けると、それが主としてロンドンにおける貧困救済問題の解決のための慈善団体の組織化の必要性、すなわち慈善事業制度の改善にあり⁵⁾、教育に関しては、それを一つの救済手段として念頭においてはいたものの、関心の中心が成人教育におかれており⁶⁾、設立初期においては児童期の教育の有効性を十分に認識していなかったと考えられることから、C.O.S.が障害児 (者) に対する教育を必ずしも救済の有効な手段として理解していたとは結論づけられないと思われる。C.O.S.の公教育への提言の限界性の指摘 (山口, 1993⁷⁾) もこれに符合するものである。

これらをふまえると、C.O.S.が慈善の対象として考えていた肢体不自由児 (者) の教育の意義をどのような経緯で認めるようになったのか、その解明が課題となるといえよう。

そこで本稿では、肢体不自由児 (者) の教育的なニーズが社会的に認識される過程を解明するための作業の一つとして、C.O.S.の慈善に対する考え方をふまえた上で、肢体不自由児 (者) への対応に教育が加えられるようになる過程を検討することを目的とした。

具体的には、1869年のC.O.S.の創設⁸⁾からECCAが公刊されるまでのおよそ20年を検討対象時期とし、

救貧法への批判的見解とともに示された C.O.S.の慈善観を概観しながら、慈善対象としての肢体不自由児(者)の認識と彼らの教育への認識について明らかにすることである。

検討対象時期の設定理由は二つある。

第一に、この時期が C.O.S.の沿革史上において組織機構の成立と C.O.S.の活動原理、方法の確立・浸透期にあたりとされており⁹⁾、C.O.S.独自の慈善観をふまえた検討を行う上で格好の時期に当たっていること。

第二に、ECCA はその後の精神薄弱児及び肢体不自由児等に対する教育法の制定に向けた一つの原動力としての役割を担うことになるが、ECCA 自体は必ずしも直接的に障害児教育制度の制定を意図して刊行されたわけではないことから¹⁰⁾、制度化の過程に関する検討とは分離して取り扱うべきだからである。

検討史料は、C.O.S.の機関誌である Charity Organisation Reporter (1885 年以降 Charity Organisation Review)¹¹⁾ を中心にした。

II. 19 世紀末の都市貧困と C.O.S.の認識

イギリス 19 世紀末の四半世紀—1950~60 年代の繁栄の時代に続く経済低迷期—は、1873 年の世界恐慌後の慢性的不況とその拡大に伴う大衆的失業と困窮という社会問題のさなかであった。加えて、ロンドンのような港湾都市では季節的な失業者の大量発生も抱えていた。非熟練職種を求める都市貧民の増加、慢性的貧困状態の拡大への対応が求められたが、それは従来の公的救貧政策及び私的な救済活動をもってしては解決することができないほどのものであった¹²⁾。

さて、C.O.S.の設立の背景は、社会問題としての都市貧困状況下の特にロンドンにおいて、物乞いや浮浪者、売春、犯罪などの異常な増大とこれに対する政策が効果をほとんど発揮していなかったことにあるとされている¹³⁾。

C.O.S.は貧困の予防に重点をおき、活動にあたって、まず貧困の原因を追究した。そして、貧困の原因として社会構造的要因の存在を認識しつつ、貧困を拡大させている原因が、救貧法による救済やその他の政策の問題と、人々の意識の問題にあると考えた¹⁴⁾。

ここでいう社会構造的要因とは、産業構造の変化と 1870 年代前半の世界恐慌後の慢性的不況、また、その拡大に伴う大衆的失業と困窮という社会要因を出発点にするものである。特に非熟練労働者がロンドンのような都市部に需給のバランスを超えて集中し、余剰労働者とその家族による貧民街が形成され、拡大して

いったことを指している¹⁵⁾。

また、貧困を拡大させる原因としての人々の意識の問題としては、貧困状態にある者の飲酒癖、生活上の節制の不十分、高率にみられた婚外子の存在、窃盗などの犯罪の多さ等を指摘し¹⁶⁾、人々に自らの貧困状態から脱すべく自助努力を行うよう求めた。

さらに、「こうしたことのみを貧困の原因として決めつけるのは早計である。そこには環境の悪さや墜落させる状況が多く存在している¹⁷⁾」と指摘した上で、救貧法やその他の政策の問題点をあげた。

特に、救貧法に基づく院外救済に関してはその弊害が強く認識されていた。

例えば、救貧法に基づく救済を求めて人々が都市に集中する事態を取り上げ、ロンドンでは貧民のために数千ポンドの基金が用意されていると聞いて移住したものの、結局は極度の貧困状態に陥った事例を報告しながら、安易な院外救済がなされていることが人々を救済を受けようとする気持ちに駆り立ててしまうことを強く非難した¹⁸⁾。貧困状態を解決しようとしているまさにその手段を通じて、貧困状態が拡大しているという認識¹⁹⁾には院外救済が拡大していた当時の救貧行政に対する批判がこめられていたのである²⁰⁾。そして院外救済の真の目的(貧困状態にある人をそうなる前の状態に復帰させること)に立ち返ることを求めた²¹⁾。

しかし、人々がそれを求め、またそれに代わる適切な救済のシステムが確立されていなかったために、院外救済の廃止は考えられないことであった²²⁾。そこで C.O.S.は、救貧法の下での救済においては、少なくとも院外救済の提供に関してすべてのユニオンが統一した対応をとることを要求した²³⁾。

この他にも救貧法に基づく救済が労働者の賃金を引き下げる結果をもたらしているという指摘や²⁴⁾、人々の健康状態の問題や住宅行政の問題²⁵⁾、それに国家予算の支出の偏りが低所得者層に大きなしわ寄せをつくり、過剰に儉約と節制に努めさせていた状況²⁶⁾についても貧困を拡大する原因として C.O.S.は認識していた。

さらに C.O.S.の重要な認識として貧困状態にある人々に教育の機会がないことも貧困を一層拡大する原因としてとらえていたことが挙げられる²⁷⁾。この視点は、後に C.O.S.が教育の意義を明確に主張するようになる「芽」として理解することができる。

そして、C.O.S.は貧困の解決のために慈善活動が果たすべき役割を次のように述べた。

イギリスにおける慈善組織協会の障害児教育への貢献に関する研究

「本当の慈善とはその活動のための機会を作ることに関心があるのではなく、貧困状態にある人を発見し、慈善を求める原因を消滅させることによって慈善活動を減少させることに関心がある。」²⁸⁾

すなわち貧困を「予防」することに強調点がおかれたのである。この点が基本的にあらゆる貧困状態への対処を意図した救貧法による救済との最大の相違点である²⁹⁾。

このようにして、C.O.S.は救貧法に基づいて救済対象として値するか否かの吟味なしに行われる援助や救済に対して強く批判的な態度を示しながら、人々に貧困を予防させる努力を促す活動を展開し、救貧法の原理とは異なる、統一された客観的な原理の必要性を主張するようになったのである。ここでその核として登場する考え方が、次節で述べる慈善的救済論である。

III. C.O.S.と慈善的救済論

さて、C.O.S.は貧困状態にある人を単に救うばかりでなく、貧困を予防することが重要であると認識し、さらにそれが個人もしくは家族の努力によってなされることを重視した。これは生活の維持が自己に依拠 (self-reliant) される社会を作るという C.O.S.の活動理念の一つに基づく立場であった³⁰⁾。

従って C.O.S.では救済希望者の申請のみに基づいて救済を提供するような慈善活動(救貧法による救済)を否定して、救済対象として適切な貧民のみを選定する必要性を主張し、これを遂行するために、a) 徹底した調査と b) それに基づく対象者の選定という 2 点からなる原理を示した³¹⁾。

ここでは貧困状態にある人が本当に救済を受けるに値するかを判断することが必要とされ、祖先やおかれている環境、及び本人の性格に至るまで十分に調査することが求められた³²⁾。こうした調査が徹底的になされれば、本当に救済を受けるにふさわしい者のみを対象者として明確に規定できることから、適切な救済活動が行えると考えられたのである。

一方、救済の形態として否定されるべき場合についても示された³³⁾。

すなわち第一に、貧困が本人の浪費や不道德の結果生じたものであるのかどうかについて十分な調査がなされることなくスープやパンの引換券を提供するような救済が否定された。これは救貧法への反省でもあるが、本来は救済を必要としないものまでが対象にされる可能性があり、その結果人々を不道德にしむけてしまうと考えられたからである。

第二は、慢性的な貧困状態への救済である。これは、高齢者等への公的な救済のために本来扶養義務を負う家族がそれを果そうとしなくなる可能性があるためである。

第三は、手形を発行して金銭を支給する形態での救済である。これは借金方式を助長させ、無節制な浪費を促すため、商人以外には許可すべきでないとした。

そして第四は、スモール・ドール・システム (small dole system) として知られる救済である。この方式は金銭や食物、衣服などを少量ではあるが繰り返し提供する形態を指している。これについては、貧困状態にある者の自立生活への志向を完全に破壊し、自身の貧困状態に自ら対処しようとするのではなく、外部の資源に頼ろうとさせてしまうことから排除すべきであるとして厳しく非難した³⁴⁾。その理由は、中途半端に少額の金銭や物品を提供するのでは、将来的になんら再生産につながることなく無駄に消費されてしまい、結果的に貧困状態を解消する上ではまったく効果がないと考えられたからである³⁵⁾。

この方式は、主として聖職者が宗教上の観点から施しとして行っていた場合が多かったが、聖職者らも次第にこの方式の無力性を自覚するようになっていった³⁶⁾。C.O.S.では、このような形態での救済を行うのであれば、ある程度まとまった金額を一度に提供し、それをもとに何らかの商売をはじめさせる方がはるかに効果的であると指摘した³⁷⁾。

これらの原則からもわかるように、C.O.S.が展開する論理は単なる「施しとしての慈善」ではなく、あくまで貧困状態を避けようとする個人の努力を促すような「慈善的な救済 (charitable relief)」であるとする点を強調していることが特徴である³⁸⁾。

C.O.S.が対象を詳しく調査することなしに行われる慈善を否定したのも、明確な対象規定を示せない状態で救済を行うことが、個人の自己救済しようとする姿勢を阻害すると考えたからである³⁹⁾。

特に排除の第二の原則に当てはまる場合について、慢性的な貧困状態にある人々が自らのおかれている状況を改善しようとする努力に欠けているという指摘をし、こうした者に一層の自助努力を求める⁴⁰⁾など、貧困状態にある人々の自発的努力をとりわけ重視し、それが不十分と判断された場合には決して救済対象とはしなかった。機関誌に各地から救済対象として適当であるかどうかに関する判断の問い合わせとそれに対する C.O.S.の回答がしばしば掲載されたことは、地域格差が大きくなるようにする意図も含まれている

が、自助努力の不足を理由に救済対象とはならないとの見解が繰り返し示されていたことを考えると、C.O.S.が徹底して自助努力を促すために指針を示していた証拠であるといえよう。

IV. 肢体不自由児（者）への認識と慈善的救済論による対応の限界

こうした中で、肢体不自由児（者）は慈善的救済を行う際にその是非の判断が困難な事例の一つとしてとらえられた。例えば次のような事例が報告されている。

13歳。肢体不自由（下肢）及び盲。知的水準は高く、両手の使用が可能。家具につかまりながら部屋の中での移動が可能。

この事例についてC.O.S.は救済の対象とせず、また地区内の学校への就学も不相当であるとの判断を示した⁴¹⁾。

こうした事例は何故救済の対象とされず、また、地区内の学校への就学も不相当であるとされたのであろうか。

地区内の基礎学校への就学が困難であったのは、学務委員会が肢体不自由児の通学手段を確保できなかったことやこれにともなう二次的な学習上の遅れが問題視された事情によっている⁴²⁾。

ここではC.O.S.が彼らを救済対象として認識しなかった点についての言及に限定する。

肢体不自由児（者）への対応の指針を示すために、C.O.S.は1888年7月発行の機関誌において、「肢体不自由児（者）の事例処遇上の諸問題」と題して冒頭から12ページを割き、具体的な事例を紹介するとともに対応についての提言を行った⁴³⁾。この中では、肢体不自由児を労働者として養成する過程を援助する人や組織の不足が指摘されている⁴⁴⁾。また、貧民相互の自発的な援助活動もあるが十分に効果があがっていないことが明らかにされた。C.O.S.はこうした状況に対して、1) とにかく何らかの対策を保障すること、2) 即時的な対応を保障すること、3) 長期的に援助を保障する場合もありうることを、そしてこれらを4) 貧民の自己意識を傷つけることなく提供することが可能であると考えた⁴⁵⁾。

しかし同時に、C.O.S.はすべての肢体不自由児（者）に援助を提供するわけではないということも明確に示した⁴⁶⁾。これは肢体不自由児（者）も前節で述べた自助努力を行うべき対象として例外ではないと考えられたからにほかならない。

C.O.S.は上述したような援助を行うに際して問題の

指摘を行っているが、解決の成否は個々のケースの事情によるところが大きかった。何故ならば、慈善的救済の原理と肢体不自由児（者）に対する援助の手続きが両立しえない場合が少なくなかったからである。例えば、救済の申し立て者が身体的な治療を緊急に必要としていても、対象者について十分な調査を行うという原則に従う限り、長い時間がかかるために結果的に適切な対応が図れなくなってしまう場合がこれにあたる。また、長期的な介入をせざるを得ないような場合には、それが自助努力を阻害する要因となるとした原理との間で矛盾を生じる、というように、先述した慈善的救済の原理に照らした場合に、それを貫けなくするような特別な事情が肢体不自由児（者）には伴うことが多かったのである。これが対応の困難な事例として認識されていた理由である。

また、そもそもC.O.S.の慈善的救済によっては解決することが困難な事例も示された⁴⁷⁾。これらは主として身体障害の程度が重く（移動が不可能であったり、温度や痛みなどに対する感覚障害や言語機能にも障害を重複して持つ例など）、通常の労働を行うことが不可能であると考えられたケースである。こうしたケースの中には、生活していくために「見せ物」となったり、娼婦となったりする者が多かったという問題も明らかにされた⁴⁸⁾。このような自助努力のみでは解決が図り得ないようなケースには対応できないという点に、障害児（者）問題におけるC.O.S.の慈善的救済論の限界があったことを理解しておかなくてはならない。それは慈善的救済が基本的に金銭的な援助によるものであり、その援助を活かすような組織的な働きかけが用意されていなかったことに大きな原因がある。

これが後節で述べるC.O.S.が教育の必要性を説くにいたる背景となっている。

慈善的救済の限界の様子は、実際に、C.O.S.の慈善的救済の対象とされなかった肢体不自由児（者）の中に、救貧法からもその他の慈善的処遇からも顧みられず、何の措置もとられずに放置されていたものがいたことが明らかにされていたことからもうかがえる。

こうした事実は例えば、次のような指摘に見ることができる。

貧困状態にある肢体不自由児たちは食料ばかりでなく外科的な治療や痛みの治療、その他必要に応じたケアの提供を必要としている。これは私的な慈善では対応できないが、救貧法委員によっても対応がなされておらず、その結果彼らはどうすることもできない状態におかれてしまうのである⁴⁹⁾。

イギリスにおける慈善組織協会の障害児教育への貢献に関する研究

こうした報告の具体的な例は、機関誌によせられた手紙からもうかがうことができる。

その要旨をまとめると次のようである。

21歳男性。現在メルルボーン (Marylebone) のワークハウス (Workhouse) 付設病院に入院中。治療不可能な股関節障害、視覚障害、皮膚疾患、奇形、発育不全、その他疾病あり。貧困状態にあるが、扶養能力のない妹以外の家族はすでに死去。知的水準は高い。年齢がまだ若いため、パットニー・ホーム (Putney Home) には入所を断られた。必要に応じてケアや看護を提供してもらえる所で、彼を長期的に受け入れてくれる場所があれば教えてほしい⁵⁰⁾。

この事例は慈善的救済の原則にそぐわず、また複合的なニーズを抱えているために、C.O.S.ばかりでなく、救貧法に基づいても適切な救済ができないままにされていた事実を明らかにしたものである。こうした内容の機関誌への掲載は、C.O.S.が対応の困難な障害者に対して、教育を含めた何らかの対策の保障に向けた提言を行っていく前段階として、問題状況を社会に明らかにしたものと考えられる。

V. C.O.S.の肢体不自由児(者)に対する教育への認識とその意義

肢体不自由児(者)に対する教育の意義の認識は、ECCAにおいて明確に示された⁵¹⁾。そこでは予防を重視した慈善のために、1) 医学的・科学的な事実の把握、2) 対象者の生活態度上の問題点の把握を早期に行う、というこれまでのC.O.S.の慈善に対する姿勢が示されるとともに、3) 身体的治療やよりよい教育方法によって対処すること (下線引用者) が本質的に重要であると指摘されたのである⁵²⁾。すなわち、そのままにしておけば確実に貧困状態に陥るであろうことが明らかでありながら、慈善的救済の原理では対応することができなかった肢体不自由児(者)に対して、教育という手段を用いることの意義が主張されたのである。

それでは、なぜC.O.S.が肢体不自由児(者)に対する教育の重要性を説くに至ったのであろうか。本稿では、すでに従来の救貧法等に基づく救済方法への批判から、C.O.S.が独自の原理に基づく慈善的救済を展開したにも関わらず、それに以てしてもなお対応が困難な対象の一つとして肢体不自由児(者)が認識されていたことを明らかにした。

この時期に符合するように、肢体不自由児(者)への教育の必要性が指摘されるようになったことから、

C.O.S.が教育を何らかの形で救済の一形態として、慈善的救済論を補強する役割を持たせようとしたか、もしくは教育をそれまでの救済に代わる原理として導入しようとしたのかのいずれかの理由が存在していたことが推測される。

換言すれば、C.O.S.が彼らに対する教育の必要性を説いた背景には、C.O.S.の慈善的救済によっては対応が困難であった事例に対する救済の手段として、教育の有効性が認められたのではないかと考えられるのである。

これを明らかにするためには、障害児への関心ばかりでなく、教育そのものに対するC.O.S.の認識をふまえておく必要がある。

1. C.O.S.の教育への関心の特徴

C.O.S.が教育の領域への関心を示していたことは、機関誌に教育法案の審議動向や貧困と教育との関わり等、教育関連の記事が頻繁に掲載されたことからうかがい知ることができる。そして、教育の必要性へのC.O.S.の認識についても、教育法案の審議の中で、教育省から読み、書き、算の基礎教育を(貧困状態にある)子どもたちに提供することが救済の一形態となるという見解が表明されており、当時の教育の社会的役割への認識が示されており、この発言の内容をC.O.S.が機関誌で取り上げていたことから理解できる⁵³⁾。

ただし、ここで注意しておかなければならないことは、C.O.S.の教育の必要性の認識は、19世紀後半の教育制度成立史研究からこれまでよく知られてきた、いわゆる「上からの要求(教育による民衆統制)と下からの要求(労働者の権利獲得の一環)の論理⁵⁴⁾」のいずれとも異なるものであった点である。

その現れの一つが、C.O.S.は1870年基礎教育法をはじめとした義務教育制度をそのまま受け入れて救済の一形態もしくは救済の補助的役割を担うものとはしていなかったことである。それはC.O.S.が義務教育制度の導入そのものに対して積極的に賛成の立場をとっていたとは必ずしもいえないからである。

C.O.S.がその慈善的救済論を確立させていった時期、すなわち1870年代は、まさにイギリスにおいて近代公教育義務制度が確立された時期に符合するが、C.O.S.はその一つの柱である「無償制」を何の制約もなく導入することに反対した。

基礎教育をすべての子どもに保障するためには、「無償制」は必要不可欠の原則であったが、「子どもたちに対する無償のサービス(教育)が提供されることが、親と家族の子どもに対する責任を弱めてしまう⁵⁵⁾」と

考えられたことがその理由である。

もともと、C.O.S.は「無償制」に対して無条件に反対したわけではなく、現実に授業料ばかりでなく、着るものさえままならないような家庭の子どもに関して援助を考える必要性を指摘していた⁵⁶⁾。C.O.S.は、このような極貧家庭の子どもに対する援助は必要であるが、これよりも状態の良い子どもたちの授業料を誰が負担すべきかについて、親と家族に子どもに対する責任を回避させないように慎重になるべきであると主張したのである⁵⁷⁾。

つまり、C.O.S.は義務教育制度の導入がやり方によっては、むしろ子どもの家庭の経済的・精神的自立への志向を妨げ、結果として貧困問題の解決を阻害する要因を作り出してしまふことを指摘し、これを避けるような形で義務教育制度が導入されるべきであるとの考えを主張したのである。

こうしたC.O.S.の主張から、C.O.S.は教育を単にその対象となる子どもの問題としてとらえたのではなく、その家庭の自立を念頭においていたということが看取できる。これがC.O.S.の教育に対する認識の特徴である。

子どもの家庭に自立への志向を持たせるという主張は、それまでにC.O.S.が展開してきた慈善的救済の原理に一致するものである。

このことから、C.O.S.は慈善的救済の原理に置換する救済手段として教育をとらえたのではなく、それまでの救済活動を補強する一手段としてとらえていたことが鮮明に浮かび上がってくる。また、同時に教育の領域に対して、C.O.S.独自の救済の原理を適用しようとしていたことが理解できるのである。

2. 自立を指向した障害児（者）教育の意義の認識

C.O.S.は、障害児（者）に対する教育の意義についても自立を志向した考え方を明確に示し、その社会的意義について言及した。

例えば、視覚障害児（者）に関しては、彼らが自立生活できるような教育の必要性⁵⁸⁾や雇用のためのワークショップの増設の必要性を指摘した⁵⁹⁾。また、精神薄弱児（者）については、適切な援助によって多くの者が改善されるが、こうした環境におかれぬ大多数の者たちが社会の通常のメンバーとしてやっていくことができていることを訴えた⁶⁰⁾。

さらに、肢体不自由児（者）についても、後述するように後に同様の認識を示すにいたっている。

そしてこれらをふまえて、次のような見解を表明したことが明らかにされている。

「貧民の障害児が、彼らの状態をやわらげ彼らの自活のために有益な援助や指導がないままに、多数存在しており、その経済的困難のために、家族にとって大きな負担となりつつあり、生涯を通じて、友人や社会の重荷となってしまっている。」⁶¹⁾

19世紀のイギリスで大衆的貧困状況の解決が重要な課題とされた社会情勢においては、C.O.S.が障害を持つ人やその家族が経済的・精神的に自立した生活を送れるようにするために、雇用に結びつけることを念頭においた働きかけの必要性を指摘した点に意味がある。なぜこの指摘が重要であるのかは次の理由による。

C.O.S.が救貧法に基づく救済やスモールドールシステムに対して、徹底的に批判し続けたのは、それらがなんら再生産をもたさず、膨大に増加し続ける貧困の拡大を抑止する上でまったく効果がないばかりか、むしろ貧困の拡大を助長させると考えたからであったことはすでに指摘した。それ故に、C.O.S.の慈善的救済の原理では、金銭的な援助は短期間にある程度まとまった金額を提供する方式がとられた。人々はそれを元手に何らかの商売を始めるなどしたのである。ところが、障害者の場合には、たとえ一定額が提供されても金銭的な救済のみでは、それが経済的な自立をするための機会に結びつくことなく、生活に消費されてしまわざるをえない状況があった。

そこで、C.O.S.では、障害者に対しては単に金銭的な援助ばかりではなく、家族の生活の自立へそれが活かされるように付加的な働きかけとしての教育の意義を認めたと考えられるのである。

これが、C.O.S.が障害者の自立のために、慈善的救済を補う働きかけ、すなわち教育の必要性を認識した理由であると考えられる。

ところで、ここでいう教育とは、主として実業教育を指すばかりではない。19世紀における実業教育と基礎教育との関係については、非熟練労働者に対する労働力形成教育としての読み方・書き方・算数教育が科学・工学の伝達手段の教育を意味することから、それが労働力形成教育の基礎陶冶の機能を果たした⁶²⁾とされているが、C.O.S.もこうした視点から基礎教育の必要性を指摘していたのである。

つまり、C.O.S.は基礎教育を実業教育と結びつけて考えたのである。これは文字教育や算数を雇用に役立つように涵養すべきであるとの指摘に明らかである⁶³⁾。また、基礎教育の達成目標のおきどころからも理解できる。例えば、算数の達成目標は「実際の場面での合計計算や小包料金の計算」とされ、明らかに実業

イギリスにおける慈善組織協会の障害児教育への貢献に関する研究

教育の基礎的内容であった⁶⁴⁾。そして、成人障害者の処遇は、以前に受けた教育、つまり基礎教育の成果をふまえて行うべきであるとの論を展開したのである⁶⁵⁾。

さて、C.O.S.は、1870年代の後半に19世紀後半の首都救貧法や基礎教育法を概観した上で、障害を持つ人に対する救済や教育における公的施策の立ち遅れを指摘し、制度面の整備を訴えるという活動も行った⁶⁶⁾。

この過程で視覚障害児(者)への実業教育の成果と改善点についての報告書(「視覚障害者の職業教育」)をあきらかにし(1876年)、後の「盲・ろう王立委員会報告書(1889年)」や、その勧告をほぼ踏襲した、イギリスにおける最初の障害児を対象にした義務教育立法である、「1893年基礎教育(盲・ろう児)法」の成立に1876年の報告書の内容が重要な役割を果たしたことが知られている⁶⁷⁾。同法においては、義務教育年限の延長と基礎教育の概念に「実業教育を含んでも差し支えない」と規定されたことが重点となっているが、これは、C.O.S.がこの点を社会的自立への条件として不可欠であると認識していたことを反映するものであったことが指摘されている⁶⁸⁾。他の種の障害を持つものに先駆けて視覚障害児(者)や聴覚障害児(者)に対する教育法がかような内容で成立したのは、19世紀末の時点での彼らに対する教育的対応がすでにある程度の蓄積を持ち、かつその内容が実業教育を重要な柱として行われてきていたことを示しているのである。

また、C.O.S.は精神薄弱児(者)への対応についても、重度精神薄弱児の教育の可能性の示唆や、ワークハウスや精神病院からの分離を柱とした報告書を1877年に出している。この中でもやはり、実業教育による成果への期待が示された⁶⁹⁾。

このように1870年代の後半以降のC.O.S.は、貧困問題の解決を背景として自立を志向した教育的働きかけを積極的に訴えたのである。

こうしたC.O.S.の活動が義務教育立法に具現化され、社会的な関心の高まりを呼び起こしていく中で、1880年代後半には英国内で10万人以上もが存在していたと推定されていた⁷⁰⁾にも関わらず、ほとんど社会的に有効な対策がとられずに残されていた対象の一つが肢体不自由児(者)であった。

3. 実業教育施設における教育の有効性の認識

すでに述べたように、肢体不自由児(者)はC.O.S.の慈善的救済の原理を適用した救済が困難な対象としてとらえられており、何らかの対応をC.O.S.は模索した。

そして、肢体不自由児(者)を対象にした複数の実

業教育施設において、身体訓練及び実業教育の働きかけが成果をあげていたことがわかり、これを機関誌で大きく取り上げたのである。

それまではごく一部で行われていたにすぎない、つまり、教育の対象としては社会的にほとんど認識されていなかった肢体不自由児(者)に対する実業教育が効果を上げていることを公に示し、肢体不自由児(者)の教育の意義を社会的に喚起した点がC.O.S.の重要な働きであった。

これは具体的には、National Industrial Home for Crippled Boysの施設長であったナイプ(Knipe, 1888⁷¹⁾)の実業教育施設における肢体不自由児(者)の現状の報告の中に示されている。

彼はイギリス最古の肢体不自由児実業教育施設であるMarylebone Roadの女子肢体不自由児実業学校をはじめ、1870年代までに設立されたこの種の学校や施設4校(Cripples' Home and Industrial School for Girls (1851), Cripples' Nursery (1862), Industrial Home for Crippled Boys (1865), Moore Street Home (1870): 括弧内は創設年)を例示した⁷²⁾。

そして、これらにおいて商業や家内工業の教育が行われ、各自の障害の状態に応じて、大工や靴の製作といった比較的体力や筋力の必要や職種から、洋服の仕立て、装身具や麦わら帽子、簡単な麦わら細工の製作、裁縫のようにあまり体力を必要とせず、片手の指のみでも作業が行えるような内容まで幅広く取り上げられていたことが報告された。職種の決定は本人の希望と障害の状態によって決定された。

実業教育施設を終えた後は、決して容易にというわけではなかったが、自分で事業を興したり、施設に仲介されながら職を得るなど、実業教育の成果が上げられていた⁷³⁾。

さらに、実業教育施設の肢体不自由児はほとんどが事故による障害あるいは先天性の奇形であった特徴を反映して、自分の身体への意識への配慮(特に女子に対して)やレクリエーションを行う必要性も認識されていた。実業教育施設において心理的な配慮が行われていたという点が重要である⁷⁴⁾。

このようにナイプの報告によって、実業教育施設において様々な配慮がなされながら、一定の教育成果が上げられていることが明らかにされた一方で、実はこれらの施設に入ることができない肢体不自由児が極めて多数いることが同時に指摘され、こうしたケースがなすすべもなく存在していることが明らかにされた⁷⁵⁾。

多くの肢体不自由児が実業教育施設に入ることができなかつたのには次のような理由があつた。

第一に、こうした学校や施設は定員が限られていたうえに、学費も必要であつたこと。

第二に、将来的に自立生計を立てることのできる見込みのある者、という条件が付与されていることが多かつたことである。

例えば、機関誌に掲載されたこうした施設の募集案内をみればこれは明らかである。

「現在、私どもでは女子（年齢問わず）及び男子（7歳以下）の受け入れが可能です。学費は週5シリングが必要です。募集は1、2名です。受け入れの許可をできるのは、病院での治療を必要としないこと、また、将来適当な年齢になつた際に自立生計を立てる見込みのある人に限られます。」⁷⁶⁾

この募集案内の記述からもわかるとおり、実業教育施設では身体障害の程度が軽い者しか対象にされていなかったということが理解できる。

ただし、同時に、ナイブは障害が重いために学習についてこれないと判断された肢体不自由児についても、一定の期間、適切な食事と医学的な治療を受けられる機会と場所が与えられるならば、一部のものは実業教育施設への入学が可能となるであろうとの認識を示した⁷⁷⁾。これは、実業教育施設では、身辺自立が困難な者でも、一定の作業に従事できれば入学が許可されていたことを反映したものと考えられよう⁷⁸⁾。

このように重度の肢体不自由児であっても、適切な配慮を一定期間行うことによって教育が可能となるといふ考え方が明確に示されたことは、これまでの先行研究では知られていなかった点である。

しかし、実業教育施設に入ることができない状態のままに放置されていた肢体不自由児（者）について、適切な配慮によって教育の可能性が拓けるとの認識にC.O.S.が至つたことが、後のECCAの冒頭部分において、肢体不自由児（者）に対して「身体的治療やよりよい教育方法によって対処することが本質的に重要である」との記述に反映されたことは明らかであろう。

4. 慈善的救済の補強役割としての教育の位置づけ

慈善的救済の原理のみでは、対応が困難であると考えられていた肢体不自由児（者）について実業教育が有効に機能すること、また、即座に実業教育に受けられない状態のものでも、実業教育に向けた配慮がなされることによって対応が可能となるとC.O.S.では考えたのである。

救済の一手段としての実業教育は、被救済者の自助

努力を促す性格をもっている。ここで貧困状態の解決が自助努力のみでは図り得ない性質を持っていることをC.O.S.がふまえていたことを考えれば、C.O.S.は慈善的救済の原理を肢体不自由児（者）に適用することをやめる、すなわち実業教育を以てこれに置き換えようとしたのではなく、慈善的救済の原理をより有効に機能させるために実業教育の有効性を認めたと考えるのが妥当であろう。

本稿においてC.O.S.が教育による救済を慈善的救済の原理に置換あるいは転換するとしたのではなく、補強であるとしたのはこの理由からである。また、ECCAの公刊後も肢体不自由児（者）が教育的処遇の対象としてのみみなされたのではなく、慈善的救済の対象でもあつたことから、このことがいえよう。

C.O.S.によって明らかにされた肢体不自由児（者）への実業教育の成果は、障害の程度が軽度で、将来的に自立できる可能性があると見込まれたものに限定されていたため、ナイブによる報告がなされてから1893年にECCAが公刊されるまでの間に、ナイブが既存の施設では対応できないであろうと述べたとおり⁷⁹⁾、結果的に慈善的救済で対応が困難であるとされていた重度の肢体不自由児（者）のうちでもっとも障害の程度重い人たちに対しては、既存の実業教育施設の利用に結びつけることはできなかった。

しかし、ナイブの指摘がC.O.S.によって取り上げられたことの重要性、肢体不自由児（者）が身体的な障害のために雇用されることもできず、また彼らが一般を対象にした実業学校ばかりでなく、肢体不自由児のための実業教育施設においてさえ学習する機会を与られておらず、それが結果的に彼らの「自助」への道を閉ざしているということを明らかにし、さらに障害の程度の重いものであつても一定の配慮が行われる機会と場所が提供されれば教育の可能性が拓けることを明確にしたことにある。

C.O.S.が教育の有効性を認めた動機には、肢体不自由児（者）に慈善的救済の原理を適用することの限界への認識が存在していたが、肢体不自由児（者）の自立を意識したより効果的な救済手段として教育の有効性の意義を認めたことは、教育施設の絶対的な不足の指摘とともに、イギリス肢体不自由教育史における重要な功績であつたと評価できるのである。

VI. まとめと課題

本稿ではC.O.S.が最大限の自助努力を求める慈善的救済論の立場をとり、その中で1) 肢体不自由児

イギリスにおける慈善組織協会の障害児教育への貢献に関する研究

(者)を例外とはしなかったこと、2)当初の動機が慈善的救済論の限界への対応にあったが、C.O.S.が教育、特に実業教育を有効な救済の手段として考えたこと、及び3)これに照らして肢体不自由児(者)の教育状況の不十分さを公にしたことの意義、について指摘した。

さて、肢体不自由教育に対するC.O.S.の影響が制度として具現化するの、いうまでもなくECCAの公刊後である。本稿では、ECCAの詳細とその制度化への影響には触れなかったが、C.O.S.の教育領域への関わりにより詳細な検討も含めて、1890年代から20世紀初頭の肢体不自由教育史へのC.O.S.の活動の影響の具体的検討を行うことが本研究に続く直接の課題である。この作業を通じて、障害児(者)に対する処遇の変化過程におけるC.O.S.の位置づけを一層明確にしたいと考えている。

文 献

- 1) 柳本雄次 (1972) 欧米における肢体不自由教育. 橋本重治 (編), 肢体不自由教育総説. 金子書房, 461-478.
- 2) Pritchard, D. G. (1963) *Education and the Handicapped 1760-1960*. Routledge.; Yeo, C. S. (1973) Introduction to H. Bosanquet, *Social Work in London*, xiv.; 山口洋史 (1993) イギリス障害児「義務教育」制度成立史研究. 風間書房, 258-279.
- 3) C.O.S. (1893) *The Epileptic and Clipped Child and Adult. A report on the Present Condition of These Classes of Afflicted Persons, with Suggestions for Their Better Education and Employment*. Swan Sonnenschein.
- 4) Mowat, C. L. (1961) *The Charity Organisation Society 1869-1913*. Methuen. 76.
- 5) 高野史郎 (1985) イギリス近代社会事業の形成過程. 勁草書房, 132-169, 485-515.
- 6) 高野, *ibid.*, 153.
- 7) 山口は, 「C.O.S.の活動の根底には, 慈善とは, 本来個人的な援助についての思想であり…多くの人々を援助することができる唯一の方法は, 個々人を援助することであるという考え方が流れており, その意味からして「公」教育への提言には…限界があった」と指摘している (op cit, 註 2), 276.).
- 8) C.O.S.は 1869年4月に『慈善的救済の組織化及び乞食抑制協会(Society for Organising Charitable Relief and Repressing Mendicity)』として発足し, 翌年に改称された.
- 9) 高野, op cit, 註 5), 2.
- 10) ECCAは 1890年7月14日のC.O.S.中央委員会の議決にもとづき「公的施策及び慈善的対応に関する検討と報告を任じられ, 「軽度精神薄弱, てんかん, 奇形及び肢体不自由児(者)のケア (care)と訓練 (training)のために設置 (ECCA, op cit., 註 3), x.)」された委員会報告のうち, 後三者に関する内容をまとめたものである. これに「雇用 (employment)」の促進に向けた課題の検討も加えられた. なお, ここでいう訓練とは主として医学的な訓練のことをさしていた.
- 11) 第1号は 1872年の1月17日に発刊された. 以後ほぼ一週間に1号(基本的に木曜)の割合で継続発行されたもの (Loch, C. S. (1883) *How to Help Cases of Distress*. Longmans. 133.)で, C. O.S.の活動状況を細かく知る上で貴重な史料である. なお 1885年以降は月刊誌となった.
- 12) 高野, op cit., 註 5), 16-31, 132-169.
- 13) Bosanquet, H. (1914) *Social Work in London 1869-1912*. 2.
- 14) 機関誌第1号冒頭の「貧困の原因を取り除くことに関する情報や貧困階層の人々をすくい上げるための努力に関する情報を提供する」という発行の主旨からもこれが理解できる (C.O.S. (1872) *Plan of the 'REPORTER'*. Charity Organisation Reporter, No. 1. January. 17. 1.).
- 15) 川島昭夫 (1993) 工業化時代の生活と文化. 村岡健次・川北 稔 (編), イギリス近代史. ミネルヴァ書房, 173-176. 及び C.O.S. (1984) *Passing Notes*. Charity Organisation Reporter, No. 518. Feb. 7. 46.
- 16) C.O.S. (1884) *Passing Notes*. Charity Organisation Reporter, No. 523. March. 13. 86-87.; C.O.S. (1882) *A Cause of Pauperism in Scotland*. Charity Organisation Reporter, No. 411. January. 19. 20.; C.O.S. (1882) *A Cause of Pauperism in Scotland*. Charity Organisation Reporter, No. 412. January. 26. 25.
- 17) C.O.S. (1884) op cit, 註 16).
- 18) Adams J. (1872) *Pauperism and Its Causes*. Charity Organisation Reporter, No. 14. April. 24. 75.
- 19) *ibid.*

真城知己

- 20) C.O.S.は院外救済を貧困の拡大と対策の限界を生み出すものとして厳しく非難した。その根拠の一つとして院外救済を制限したことで貧困状態にある人の数が一年間に5万人も減少した例を挙げた (C.O.S. (1873) Diminished Pauperism. Charity Organisation Reporter, No. 61. June. 11. 100.)。
- 21) Liddle (1874) Causes of Pauperism and Their Remedies. Charity Organisation Reporter, No. 97. May. 6. 253-254.
- 22) C.O.S. (1885) Outdoor Relief. Charity Organisation Review, No. 11. November. 16. 439-446.
- 23) *ibid.*, 445.
- 24) Loch, C. S., *op cit.*, 註 11). 45.
- 25) Henry (1878) A Cause of Increased Pauperism. Charity Organisation Reporter, No. 247. February. 21. 40.
- 26) Bright, J. (1878) Causes of Poverty. Charity Organisation Reporter, No. 276. November. 14. 194.
- 27) Liddle, *op cit.*, 註 21).
- 28) C.O.S. (1882) Passing Notes. Charity Organisation Reporter, No. 433. June. 22. 186.
- 29) Loch, C. S., *op cit.*, 註 11), 19-20.
- 30) Mowat, C. L. *op cit.*, 註 4), 1. Mowat は, C.O.S. の初期の活動理念形成に重要な役割を果たした Loch, C. S. の孫にあたる。その業績は高い評価を得ている。; Hopkins, E. (1979) A Social History of the English Working Classes 1815-1945. Hodder & Stoughton. 139-142. ここでいう "self-reliant" は貧困や病気, 失業などの事態に対処できる力を個人もしくは家族が「備える」との意味がある。
- 31) Hollond, J. R. (1872) The Principles of Charitable Relief, Charity Organisation Reporter, No. 11. March. 27. 62-63.; Loch, *op cit.*, 註 11). 129.
- 32) Hollond, *ibid.*; 及び Loch, C. S., *op cit.*, 註 11), 10.には以下の点が必要な調査内容として指摘されている; (1)親の申請時と過去の収入, 失業の原因, 子どもの数, 年齢, 子どもの就学の有無, 現在就業中ならばその内容; (2)住所; (3)身元保証人; (4)共済会等への加入の有無; (5)借金あるいは貸し付けがどの程度あるか; (6)申請時にどのように生計を立てているか, 完全に援助を受けることに対する意識はどうか。
- 33) Hollond, *ibid.*, 63.
- 34) Dole System の問題点の指摘はたびたび行われた。例えば, 貧困状態にある人のモラルの低下原因として (C.O.S. (1882) Passing Notes. Charity Organisation Reporter, vol. 11, No., April. 27. 118.) や, 路上困窮者 (mendicant) の再生産構造の文脈の中での指摘 (C.O.S. (1884) Doles and Mendicancy. Charity Organisation Reporter, vol. 13, No. 545, August. 16. 269-270.), 物品の施しの問題の指摘 (C.O.S. (1881) Systematic Doles. Charity Organisation Reporter, vol. 10, No., January. 20. 16.) がある。
- 35) C.O.S. (1879) Dole and Beggars. Charity Organisation Reporter, vol. 18, No., Nov. 27. 253.
- 36) C.O.S. (1883) Passing Notes. Charity Organisation Reporter, vol. 12, No., August. 16. 260.
- 37) C.O.S., *op cit.*, 註 35), 253.
- 38) Hollond は慈善的救済の原理が十分に理解できない場合には, 施しとしての慈善と慈善的救済との区別を念頭におき判断を下すよう求めた (*op cit.*, 註 31), 63).
- 39) Loch, *op cit.*, 註 11), 6.
- 40) *ibid.*, 8.
- 41) C.O.S. (1879) Difficult case-No. X XVII. Charity Organisation Reporter, No. 294. March. 20, 80.
- 42) 真城知己 (1994) 19 世紀末イギリス公立基礎学校における肢体不自由児。—在籍率とそのとらえられ方—。特殊教育学研究, 32 (3), 49-56.
- 43) Nunn, T. H., and Knipe (1888) Some Difficulties in Dealing with Cases of Cripples I and II. Charity Organisation Review, No. 43. July. 289-301.
- 44) *ibid.*, 290.
- 45) *ibid.*, 290-294.
- 46) *ibid.*, 290.
- 47) *ibid.*, 294.
- 48) *ibid.*, 294.
- 49) C.O.S. (1892) Surgical Appliances for Crippled Children. Charity Organisation Review, No. 87. March. 12-113.
- 50) C.O.S. (1893) A Very Hard Case (Letter from Gaskell, A.). Charity Organisation Review, No. 101. June. 265.
- 51) C.O.S., *op cit.*, 註 3), 2.
- 52) *ibid.*, 7-8.

イギリスにおける慈善組織協会の障害児教育への貢献に関する研究

- 53) C.O.S. (1873) School Payments. Charity Organisation Reporter, vol. 2., No. 63, June. 25. 109-110.
- 54) 佐伯正一 (1974) 産業革命期の教育問題. 梅根悟 (監), 世界教育史研究会 (編), 世界教育史大系 7, イギリス教育史 I. 講談社, 263-281.
- 55) Mowat, C. L., op cit., 註 4), 54.
- 56) Charity Organisation Society (1872) Poverty and Education. Charity Organisation Reporter, vol. 1, No. 31, October. 23. 156.
- 57) ibid.
- 58) C.O.S. (1875) Special Committee on the Blind. Charity Organisation Reporter, vol. 4, No. 129. March. 3. 34.
- 59) C.O.S. (1875) Special Committee on the Blind. Charity Organisation Reporter, vol. 4, No. 128. February. 24. 32.
- 60) C.O.S. (1875): Training Schools and Asylums for Idiots. Charity Organisation Reporter, vol. 4, No. 136. April. 28. 65.
- 61) 高野, op cit., 註 5), 492.
- 62) 佐々木輝雄 (1987) 技術教育の成立—イギリスを中心に—. 多摩出版, 245.
- 63) C.O.S. (1876) Special Committee on Idiots and Imbeciles. Charity Organisation Reporter, vol. 5, No. 179. May. 24. 95.
- 64) C.O.S. (1874) School Payments by Guardians. Charity Organisation Reporter, vol. 3, No. 81. January. 7. 186.
- 65) C.O.S. (1876) Special Committee on Idiots and Imbeciles. Charity Organisation Reporter, vol. 5, No. 180. May. 31. 100.
- 66) 高野, op cit., 註 5). 489-492.
- 67) 山口, op cit, 註 2), 262-264.
- 68) ibid., 178.
- 69) ibid., 264-266.
- 70) Knipe, op cit., 註 43), 296.
- 71) Knipe, op cit., 註 43), 296-301. これは同年4月30日のC.O.S.の会議において報告された内容を掲載したものであり, 後にECCAにCripples' Homeの実例として引用された.
- 72) Cripples' Home and Industrial School for Girlsはこの種の施設において唯一実業学校法の認可を受けた「学校」であった. 学校の内容については, 拙稿を参照されたい (真城知己 (1996) イギリス19世紀後半のIndustrial Schoolと肢体不自由児. 関西教育学会紀要, 20, 91-95.
- 73) Knipe, op cit., 註 43), 300. 施設の仲介活動には, 単に職業紹介ばかりでなく, 肢体不自由児 (者) の採用時の雇用者の偏見の除去といった活動も内容に含まれていた.
- 74) ibid., 299-300.
- 75) ibid., 296.
- 76) Rudolf, E. M. (1888) Homes for Crippled Children. To Editor of the 'Charity Organisation Review', Charity Organisation Review, No. 44. August. 359. なお, この実業教育施設についてはナイプは触れていなかった.
- 77) Knipe, op cit., 註 43), 296.
- 78) 真城, op cit., 註 72).
- 79) Knipe, op cit., 註 43), 301.

— 1994.12.19. 受稿, 1996.4.20. 受理 —

Jap. J. Spec. Educ., 34(2), 21-32, 1996.

The Significance of Charity Organisation Society in Education for Children with Physical Disabilities in Great Britain

Tomomi SANAGI

Osaka Kyoiku University
(Kashiwara-Shi, 582)

For treatment of persons with physical disabilities, "education" appeared in addition to "charity" in the latter half of the 19th century. The purpose of the present article is to clarify the contribution of the British Charity Organisation Society (C. O. S.) to this change.

At first, the Society intended to solve the problem of pauperism, and the original idea was "charitable relief". The Society criticized Poor Law Relief, and developed a new original principle of charity. The idea of charitable relief was quite different from Poor Law Relief. Although it was intended to solve the problem of pauperism more effectively than the Poor Law, many paupers still remained who were not helped or did not get any support at all. Many individuals with physical disabilities were included among these.

The following findings about the Charity Organisation Society were obtained :

- (1) The Society did not regard individuals with physical disabilities as exceptions. Rather, its goal was to prevent distress and support their independent living, that is, self-reliance, as far as possible.
- (2) Education was expected to be one of the means to eliminate that pauperism which had not been affected by the Society's principle of charitable relief.
- (3) The Society made it public that children with physical disabilities were being educated at industrial homes and schools. On the other hand,
- (4) The Society revealed the fact that a large number of people with physical disabilities had no treatment or education.

Key Words : Charity Organisation Society, charitable relief, Britain, individuals with physical disabilities